

電力広域的運営推進機関
ウェブサイト運用保守業務委託

入札仕様書

電力広域的運営推進機関

1. 件名

電力広域的運営推進機関 ウェブサイト運用保守業務委託

2. 契約期間

2025 年 3 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日まで

3. 適用範囲

本仕様書は、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）が発注する「電力広域的運営推進機関ウェブサイト運用保守業務」に適用する。本仕様書は、本機関が上記業務を請け負わせるに当たり、請負者が実施すべき事項について定めるものである。

4. ウェブサイト運用保守の目的

本機関のウェブサイトに掲載されている各種コンテンツを適切に管理するとともに、今後の事業環境の変化に対応したウェブサイトの拡張性、柔軟性を確保し、需給逼迫や災害などの不測の事態でも迅速に対応出来るよう運用保守業務の委託を実施する。

5. 対象範囲

次を本業務の対象範囲とする。

- ・ <https://www.occto.or.jp>
- ・ <https://www.occto.or.jp/en/>（英語版サイト）
- ・ https://x.com/occto_jp（公式 X）
- ・ <https://www.facebook.com/occto.jp>（公式 facebook）
- ・ <http://www.occto.or.jp/capacity-market/>（容量市場かいせつスペシャルサイト）
- ・ <http://www.occto.or.jp/grid/>（かいせつ電力ネットワーク）

6. 業務概要

- (1) ウェブサイト運用保守
- (2) コンテンツ更新
- (3) データ管理
- (4) ウェブアクセシビリティ検証作業
- (5) ウェブアクセシビリティ方針更新

7. 業務の詳細内容

- (1) ウェブサイト運用保守

契約開始日から契約満了日まで、ウェブサイトおよび SNS の運用保守を行うこと。

運用保守の内容については、本機関からの問い合わせ対応や対象範囲のサイト更新作業等、原則、仕様書の内容を満たすこと。コンテンツ改修についても本機関と協議の上、行うこと。

(2) コンテンツ更新

- 1) 請負者は、すでに公開されたコンテンツとの整合性を図ること。公開されているコンテンツを随時確認し更新対応を行うこと。
- 2) 更新件数は、平均 90 件/月を予定している。

参考実績 2023 年度

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
92	58	81	81	61	84	70	87	96	75	102	103

2024 年度

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
106	77	89	111	88	79	87	79	－	－	－	－

- 3) 更新する際は必ずテストページを作成し、確認・了承を得てから、指定の日時にて本公開すること。
- 4) 定時間内では、必ず作業ができる人員を常に最低 1 人配置すること。

(3) データ管理

- ・更新内容を世代管理し、以前の更新内容に戻せるようにすること。なお、管理する世代数や管理方法等は監督職員と協議し実施すること。

(4) ウェブアクセシビリティ検証作業

- 1) 本案件が目標とする JIS X 8341-3:2016 における達成基準は、レベル AA に準拠とする。
- 2) 対象とする範囲は原則、本案件で作成する全ての HTML とする。
請負者は、JIS X 8341-3:2016「附属書 JB 試験方法」の示す方法によりウェブページの適合試験（以下、「試験」。）を実施すること。
- 3) 適合試験は成果物であるコンテンツ一式より、「ランダムに選択」及び「ランダムではない方法で選択」を適切に組み合わせ、合否判定に要する標準的なページ数を確保、即ち、40 ページ程度を抽出し実施すること。抽出の方法は、ウェブアクセシビリティ基盤委員会「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づくこと。また、ランダムではない方法で選択するページは、トップページ、サイトマップ並びに各カテゴリの入口ページ等代表となるページの適合試験実施を必須とし、請負者はこれらを含めたウェブアクセシビリティ試験対象ページを本機関に提示し協議の上、最終的に適合試験実施ページを確定すること。

- 4) 請負者は、承認を得た試験対象のウェブページについて、JIS「附属書 JB 試験方法」に示す「達成基準チェックリスト」を作成する。なお、作成に当たっては、達成基準をレベル A、レベル AA の全項目とする。
- 5) 請負者は、承認を得た試験対象のウェブページについて、試験を実施する。そして、その結果を達成基準チェックリストに記載する。試験に当たっては、請負者の負担において用意するアクセシビリティをチェックするためのプログラム（以下「チェックツール」という。）を利用するとともに、チェックツールによる機械的なチェックだけでは試験を完遂したこととはならない部分については、JIS X8341-3:2016 の試験を実施した実績のある者による目視等の人的な試験を入念に行うこととする。
- 6) 請負者は、JIS「附属書 JB 試験方法」に示す方法により「達成基準チェックリスト」及び「試験結果表示」を作成し、本機関に提出する。
尚、本試験結果に基づいた改修作業は含まない。

(5) ウェブアクセシビリティ方針更新

請負者は、現在公開されている本機関のウェブアクセシビリティ方針を上記の試験結果に基づき必要に応じて更新すること。方針の策定についてはウェブアクセシビリティ方針を策定した実績を有する担当者により専門的な知見から提案をすること。公開されているウェブアクセシビリティ方針の承認を得た内容に更新すること。

8. 納品物

- (1) JIS X8341-3:2016 試験結果報告書（達成基準チェックリスト、試験結果表示）
- (2) 作業完了報告書

9. 納品場所

〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15
電力広域的運営推進機関

10. 作業時間

- (1) 請負者が行う作業等に対する本機関からの依頼、問い合わせ等に対応する時間は、原則として、月曜日から金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）の9:00～17:40に、定時間内作業として対応すること。
- (2) 上記定時間外および土・日・祝日に対応が必要な緊急を要する件名については、本機関の指示のもとに対応すること。定時間外に対応については、電力広域的運営推進機関 総務部広報G員もしくはその業務を代行する者からの、業務開始指示連絡の時刻をもって開始とし、業務終了指示連絡の時刻をもって終了とする。その際、対応完了した作業内

容について、総務部広報G員もしくはその業務を代行する者まで口頭もしくはメールにて報告をすること。なお、定時間外の対応への費用支払いについては、支出計画書別紙に記載の金額を、定時間内作業に要する費用と合算のうえ、翌月末に支払うものとする。

1 1. 業務遂行上の留意事項

作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと本機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。

受託者は、止むを得ず要員を交替させる場合、事前に本機関に報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引き継ぎを必ず行うこと。

1 2. その他、条件等

(1) 秘密情報の保護

- 1) 委託業務の実施に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2) 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- 3) 本委託業務の契約に先立ち事前に、業務に係る情報セキュリティ対策および障害対応管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
- 4) 秘密情報の漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を機関に書面をもって報告すること。
- 5) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- 6) 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- 7) 本仕様書に定める情報セキュリティ対策に違反し、過失によって本機関に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- 8) 情報セキュリティ対策及びその他の契約の履行状況について、確認する機会（定例会議等）を設定すること。

(2) 著作権の帰属

本件業務による制作物の著作権は、第三者（受注者を含む。以下同じ）が従来から著作権を有する部分を除き、本機関に帰属するものとする。

(3) 特記事項

本業務委託の実施にあたって必要となる事項については、適宜、本機関と調整を実施し、また、請負者における検討状況については、適宜、本機関に報告すること。

本仕様書に記載のない事項及び疑義については、本機関と協議の上、決定することとする。

(4) サプライチェーン・リスク対策

本委託業務の契約に先立ち事前に、貴社の資本関係・役員の他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を本機関に書面をもって提出すること。ただし委託業務従事者に関する情報は個人単位（名指し）である必要はない。

(5) 承認手続

- 1) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性について本機関に提出し、承認を受けること。
- 2) 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関に提出すること。

以上